　　　　　　　　　　　　　　　　　理由書例

本調査を実施するにあたり、下記の岐阜県漁業調整規則に抵触もしくは抵触する可能性がありますので、第４４条第１項に基づき以下の適用除外を申請致します。

第３２条：本調査では地獄網を用いて採捕を行うため

第３４条：本調査の採捕区域は鏡島大橋（鷺田橋、揖斐大橋）付近であり、第３４条に定める保護水面区域において採捕を行うため

第３５条：本調査では第３５条に定める禁止期間にあたる水産動物を採捕する可能性があるため

第３６条：本調査では第３６条に定める全長制限に未達の水産動物を採捕する可能性があるため

第３７条：本調査ではセルビンを用いて採捕を行うため

第３８条：本調査では第３８条に定める範囲内の網目を用いて採捕を行うため

第４０条：本調査の採捕区域は横山ダム下であり、第４０条に定める禁止区域において採捕を行うため

第４１条：本調査では地獄網を用いて用水路を遮断しながら採捕を行うため